

公益財団法人 全日本弓道連盟
特別賛助会員顕彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「本連盟」という。）定款第48条に定める特別賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 本連盟定款第3条の目的及び第4条の事業に賛同し、弓道発展のため本連盟に所定の会費を納入する個人または法人とする。

(会 費)

第3条 特別賛助会員の会費は、以下のとおりとする。

- (1) 個人は、8万円以上とする。
- (2) 法人は、20万円以上とする。

(資 格)

第4条 会員の資格は前条に定める会費が納入されたときに付与される。

- 2 個人については終身とする。
- 3 法人の特別賛助会員に関する資格は5年間とする。

(顕彰及び待遇)

第5条 特別賛助会員は、徽章を贈って顕彰するとともに、下記の待遇を行なう。

- (1) 月刊誌「弓道」の贈呈。
 - (2) 会員逝去の際は、会長名弔電の奉呈。
 - (3) その他、理事会において定める事項。
- 2 前項第1号の規定に関し、贈呈の期間は、個人は終身、法人は5年とする。
 - 3 前項第2号の規定に関し、その事実が発生した時は、地連は必要事項を本連盟事務局に通知するものとする。

附則1

この規程は、平成29年4月1日から施行する。